

監査人交代時における退任監査人による意見表明の意義

——臨時報告書上の記載事例を通じて——

酒 井 絢 美

- I はじめに
- II 制度の背景とリサーチ・デザイン
- III 事例の概要 - 各ケースにおける監査人交代の経緯と退任監査人の意見
- IV 共通点の析出と考察
- V おわりに

I はじめに

2015年12月28日、株式会社東芝の不適切会計問題を受けて新日本有限責任監査法人（以下、新日本）が監査人¹を退任する旨が記載された臨時報告書が提出された。その際、異動の決定又は異動に至った理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等（以下、退任監査人）の意見として、新日本監査法人からは、「第三者委員会の調査等を踏まえ、当社が組織的な隠ぺい工作を行い、その結果、同監査法人が監査を十分に行なうことができなくなっていたと認識しており、その当時の主な経営陣が退任したことを考慮しても、会計監査人を継続することはできないと考えたことにより来年度の監査契約を締結しない旨の申出を行った」との文言が開示された。

臨時報告書における退任監査人の意見の開示は、2008年4月1日以後に開始する事業年度から適用されてはいるが、これまでに具体的な意見が開示されたケースはごく僅かであり、大半が「特段の意見はありません」などといった記載に留まっている。そこで本稿では、Flyvbjerg [2001] に基づきこれまで退任監査人の意見が開示されたケースを先端ケース²と捉え、外部データを用いて理論的・客観的に分析することにより、どのような場合に意見開示がなされるのかを明らかにし、当該意見開示がどのような意義を

1 監査証明を行う公認会計士又は監査法人を指す（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2九の四）。

2 Flyvbjerg [2001] によると、ケーススタディにおける事例は①先端ケース（Extreme/deviant）、②バリエーション増大ケース（Maximum variation）、③反証ケース（Critical）、④パラダイムのケース（Paradigmatic）の4つに分類される。本稿における分析対象である、臨時報告書に退任監査人の意見が付されたケースは、逸脱的ケースとして先端ケースに該当する。先端ケースは特別な事例から学習するために選ばれたケースであり、理論形成という観点からは、「新しい会計のアイデアを析出し説明する場合に有効であるとともに、理論の境界条件を定める場合にも有用である」（澤邊 [2010]）とされている。

有するののかについて考察する。そして、それにより退任監査人の意見開示に係る制度の有用性について新たな視座からの検討を試みる。

本稿の構成は以下のとおりである。まず次節において、退任監査人の意見開示に係る制度の背景とリサーチ・デザインについて述べる。第Ⅲ節では本稿にて取り扱う8つのケースの概要を示し、続く第Ⅳ節にて共通点の析出と考察を行う。そして第Ⅴ節にて結論と貢献および限界を述べる。

Ⅱ 制度の背景とリサーチ・デザイン

現在、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2九の四において、監査人の異動が生じた際には、「当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯」および「理由及び経緯に対する監査証明府令第四条第一項各号に定める事項又は内部統制府令第六条第一項各号に掲げる事項に係る異動監査公認会計士等の意見」が記載された臨時報告書の提出が義務づけられている。さらに、退任監査人が「意見を表明しない場合には、その旨及びその理由（当該提出会社が当該異動監査公認会計士等に対し、当該意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含む。）」を記載することと規定されている。

制度の改正規定にあたっては、監査人からの適時・適切な開示が行われるよう、「監査人の独立性や地位が脅かされる形での交代を防止する等の観点から、交代が生じた際の情報開示について、その充実・強化を図っていく」（金融庁〔2006〕p.1）ことが主目的とされている。「提出会社には、異動監査公認会計士等から提出を受けた意見書等に記載されている内容をそのまま臨時報告書に記載することが求められ」ることから、「異動監査公認会計士等の意見に対して、文言や表現等に関して提出会社から不当な圧力が加えられたような場合には、そのようなやりとりも踏まえて、異動監査公認会計士等の意見が形成されることが想定され、提出会社による不当な圧力には一定の抑止が働く」（金融庁〔2008〕pp.8-9）ことが期待された。

そこで本稿においては、臨時報告書の改正規定が施行された2008年4月1日から2015年3月31日までの事業年度に係る監査人の異動を対象として、監査人の交代に係る臨時報告書のデータを収集した。その結果、全上場企業³から提出された該当の臨時報告書は897通⁴であったが、そのなかで退任監査人の意見が付された臨時報告書は、わずか8通⁵であった。残りの889通における退任監査人の意見の項目では、「特段の意見は

3 後になって上場廃止となった企業についても、臨時報告書提出時点で国内市場に上場している場合はデータ収集の対象とした。

4 同一企業から複数の臨時報告書が提出された場合、そのそれぞれを1通としてカウントしている。

5 本稿第1節にて取り上げた株式会社東芝のケースは2016年3月期の監査人交代見込みについて提出された臨時報告書であることから、分析の対象外とした。

ない」旨の記載、あるいはそれに類似した表現の記載がなされていた。なお、データの収集にあたっては、それぞれの臨時報告書を手作業にて確認しており、臨時報告書提出後に訂正報告書にて内容の訂正が行われた後で退任監査人の意見が付されたというケースについても、臨時報告書に退任監査人の意見が付されたケースに含めるものとして取り扱っている。

Ⅲ 事例の概要

－各ケースにおける監査人交代の経緯と退任監査人の意見

本節では、監査人の交代にあたり退任監査人の意見が付された臨時報告書が提出された8ケースについて、時系列に沿って概要を確認する。

1. 株式会社クオント

制度の施行以降、初めて退任監査人の意見が付されたのは、2010年4月9日に株式会社クオント（現・株式会社リゾート&メディカル）の提出した臨時報告書であった。ここでは、異動の理由及び経緯について、以下のように説明がなされている。

現在当社は、事業構造の改革を進め、コスト削減と事業の効率化を図り、財務体質の改善に努めております。当社の一時的会計監査人である監査法人元和と当社は、監査契約の契約条件の見直しについて協議しておりましたが、監査報酬を含む諸条件についての合意が困難と判断し、平成22年3月18日付で監査法人元和と当社は解約合意書を締結し、監査契約が終了しております。

これに伴い、当社の会計監査人が不在になることを回避し、適正な監査業務が継続される体制を維持するため、当社監査役は会社法346条第4号の規定に基づき、やよい監査法人を一時的会計監査人に選任いたしました。

これに対する退任監査人の意見として、当初は「該当事項はありません。」との記載に留まっていたが、約2ヶ月半後の2010年6月22日に訂正報告書が提出され、以下のような説明が加えられた。

当社から監査報酬の減額依頼があったが、当社が依頼する監査報酬の水準では十分かつ適切な監査を実施する人員を確保することが困難であると判断したため合意解約に至ったものであり、監査意見に影響を及ぼすような見解の相違は合意解約までの期間において存在せず、上記（5）の理由及び経緯に関して特段の意見はないと

の申し出を受けております。

末尾は「特段の意見はない」との記載になってはいるものの、実質的には、監査報酬を理由とする監査人交代であるということを改めて退任監査人が強調する形の意見開示となっている。しかし、それまでに被監査企業は、2008年11月14日に前任監査人である監査法人ウイングパートナーズから平成21年3月期第2四半期に係る連結財務諸表に対する意見不表明の四半期レビュー報告書を受け取っており、さらに、それを理由として同日に監理ポストに入り、2009年1月17日にはジャスダック証券取引所の審査を経て上場廃止となった。その後2度目の監査人交代⁶にて、退任監査人の意見として交代理由が監査報酬であると強調されたわけであるが、実際、交代前の監査報酬が26,437千円（うち連結子会社分5,104千円）であったのに対し、交代後は7,200千円であった。さらに、後任のやよい監査法人は、監査報酬の支払いが相当期間遅延していることを理由として2011年4月18日に退任しており、その後は個人公認会計士が監査を引き継いでいる。なお、やよい監査法人については、2011年6月6日付で日本公認会計士協会より「品質管理のシステムに重要な瑕疵があるため、監査対象とした財務諸表における重要な虚偽の表示を看過している相当程度の懸念が認められ、実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する重要な準拠性違反が発生している相当程度の懸念がある」ことを理由に「上場会社監査事務所名簿」「準登録事務所名簿」への登録申請を認めないという決定を下され、未登録監査事務所となり解散に至った。

2. TL ホールディングス株式会社

2010年5月18日にTLホールディングス株式会社（現・株式会社ジオネクスト）から提出された臨時報告書においては、監査人の解任に関して以下のように述べられている。

当社の会計監査人である清友監査法人による監査におきまして、その監査姿勢、監査方法など全般に亘って監査法人として、著しく公正を欠き、その職務、責任を果たすことが期待出来ないことから、会社法第340条第1項により、監査役会全員の同意を以って、監査役会の決議により清友監査法人を解任いたしました。

当社としては、これまで同監査法人に対しまして誠意を持って対応し、必要な資料提供、説明等を行ってまいりましたが、同監査法人は合理的かつ妥当な説明もなく、一方的な意見表明、指摘をするばかりで徒らに監査日程の順延を図るのみならず、自らの要求が入れられなければ監査意見を差し控えるという発言を繰り返して

6 いずれも期中における監査人交代であり、後任の監査人は一時会計監査人として選任されている。

まいりました。当社としましては、これまで議論を重ねてまいりましたが、会社法第340条第1項所定の解任事由に該当するものと当社監査役会が判断し、平成22年5月14日付を以って解任を決議いたしました。

これに対する退任監査人の意見として、臨時報告書上「特段の意見はない旨の回答を得ております。」との記載がなされていたが、2010年6月8日に訂正報告書が提出され、監査人の意見は以下のように変更された。

当監査法人は、会社の第1四半期連結財務諸表等のレビューにおいて、取引内容の合理性について心証を得ることができない事象があり、その会計処理の方法についても会社と重要な点において見解が相違したことから、第1四半期連結財務諸表等につき、結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を提出せざるを得ない状況と判断しました。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して、第1四半期連結財務諸表等に関する四半期レビューを実施したと考えており、「合理的かつ妥当な説明もなく、一方的な意見表明、指摘をするばかりで従らに監査日程の順延を図った」事実はありません。

この訂正によって退任監査人から付された意見は、被監査企業側の説明内容を全面的に否定するものであり、2010年12月期の第1四半期レビュー報告書に関して結論の不表明となり得る重要な意見の不一致（auditor-client disagreements）が存在していたことを示している。また、当該四半期報告書の提出遅延を理由として、被監査企業の株式は大阪証券取引所ヘラクレス市場において監理銘柄（確認中）に指定されることとなった。そのような極めてリスクの高い状況下において、後任の一時会計監査人からは僅か1ヶ月弱でもって無限定の結論が付された四半期レビュー報告書が提出され、2010年6月11日には監理銘柄（確認中）指定が解除された。その後、取締役による不祥事や健康保険料滞納による口座差し押さえ、再度の監理銘柄（確認中）指定および債務超過による監視区分銘柄指定、2010年12月期の内部統制監査報告書における意見不表明などを経て、監査人交代以来5期連続の赤字となっはいるものの、2015年末現在も上場継続中である。

3. 日本風力開発株式会社

日本風力開発株式会社は、2009年より風力発電事業について確認された文書に関して監査人との間の議論が続いていた。当該文書とは、風力発電機取引に係る「内示書」及び蓄電池の取引における「内示書」がそれぞれ添付され、決裁権限のない対象会社従

業員と取引先従業員により締結された覚書であり、それが過去の取引に影響を与えたか否かについて監査人と被監査企業との間で意見の不一致が存在していた。そのような状況下で2010年6月17日に提出された臨時報告書において監査人の異動が公表され、以下の理由及び経緯が示された。

…(略)…調査報告書を受領した監査法人からは、調査の結果によっても、当該文書に係る取引等についての疑義が払拭されたとは言い切れないとの回答がありました。

当社としましては、監査法人の上記回答は、中立かつ公正な第三者による調査の結果、当該文書が法的効力を有するものでなく、過去の取引に影響を与えたものとは認められないとする調査報告の内容について、特段の合理的根拠なくその信頼性に疑義を呈しているとしか判断されず、この点に関する学者、弁護士、会計士等の複数の専門家の意見に照らしても、不当であると結論付ける他ない状況と判断いたしました。

当社としては、かかる監査法人の対応は、会社法第340条第1項の解任事由に該当するものと判断し、当社監査役会の決議(監査役会全員の同意)により、監査法人を当社会計監査人の地位から解任することといたしました。

そして、退任監査人の意見の記載は以下のとおりである。

当監査法人は、平成22年6月14日、監査役会より、会社法第340条第1項の規定に基づくとする同日付け解任通知を受領したが、極めて遺憾である。

当監査法人は、平成22年4月になって、会社より、過年度の風力発電機等に係る販売斡旋手数料の収益計上に疑義を生じさせる複数の覚書その他の文書の提示を受けた。

当該覚書等及びそれに関連する取引については、会社が設置した外部調査委員会において検討されることとなり、当監査法人は、同委員会による検討を注視するとともに、独自にも追加的監査手続を鋭意実施してきた。しかし、同委員会の調査報告及び当監査法人の追加的監査手続の結果を踏まえても、関係者の説明の変遷や齟齬等により、当該覚書等を巡る事実関係についての疑義は払拭されるに至らず、当監査法人として意見表明のための合理的な基礎を得られない状況であった。

当監査法人は、会社に対し、重ねて説明を求めるとともに、過年度決算の見直しを含めた適切な措置をとるよう求めてきたが、その最中、解任通知を受けたものである。

このように、当監査法人は適正に監査手続を実施してきたものであって、解任事由は存在しない。

なお、当監査法人が会社より計算書類等の提供を受けたのは平成22年6月9日であるから、現時点で法令に基づく監査報告期限は未経過であり、当監査法人の監査につき監査報告の遅滞は存在しない。

上記の疑義に加え、これまでの会社の対応により、もはや監査の継続は不可能になったと判断せざるを得ないことから、当監査法人は、会社との間の監査契約を解除した。

先述した TL ホールディングス株式会社の事例と同様、退任監査人から付された意見は、被監査企業側の説明内容を全面的に否定するものである。特に、計算書類等の提供時期については、被監査企業側は5月14日付けで提供した旨および6月9日に提供した書類が参考資料として事実上手交わしたものである旨を主張しており、公表資料において「監査法人と当社の間には、事実認識においても、大きく乖離があるといわざるを得ません。」と述べている（日本風力開発株式会社 [2010] p.2）。

その後、有価証券報告書提出遅延により監理銘柄（確認中）指定となったものの、約1ヶ月後には一時会計監査人から適正意見が出された。しかし、上述の風力発電機販売幹旋取引に実態がないとして2013年3月29日付にて証券取引等監視委員会より課徴金納付の勧告が出され、審判手続を経て2014年8月28日には金融庁より3億9,969万円の課徴金の納付を命じられた。そして最終的には2015年にマネジメント・バイアウト（MBO）により上場廃止となった。

4. 日本産業ホールディングス株式会社

2010年8月3日に日本産業ホールディングス株式会社から提出された臨時報告書において、当初、監査人の異動に係る理由及び経緯は、「当社は、フロンティア監査法人と来期以降の人材及び資金等をパワーシフトして行く上で協議をした結果、当社の経営状況や現在の子会社数等を勘案した結果、同監査法人との合意に至らず、本日付で監査契約を合意解除することといたしました。」とだけ記されており、退任監査人の意見も付されてはいなかった。しかし、2010年8月11日に訂正報告書が出され、異動の理由及び経緯は以下のような開示に訂正された。

当社は、当社の経営状況や現在の子会社の状況等を踏まえ、来期以降の経営計画を策定していく中で、次期の会計監査人の選定について、監査報酬の観点から慎重に社内協議を行い、現会計監査人であるフロンティア監査法人と来期の監査契約は締

結しないことを決定し、同監査法人にその旨を申し入れいたしました。それに対し、同監査法人より、今期における財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性がある会計処理の問題や継続企業の前提に関する重要な疑義について時の経過を見る必要があるために、来期以降継続して監査が出来ないのであれば、辞任したいとの申し出を受けました。その後、同監査法人と平成22年8月2日付で監査契約の合意解除をするとともに、同監査法人は会計監査人を退任することとなりました。

また、それに伴い退任監査人の意見についても以下の通り訂正されている。

当監査法人は、会社の平成21年12月以降における株主・債権者から拠出された資金に基づく投資及びその解消について、その目的及び経済合理性等に関して経営者から十分な説明を受けておらず、今期の継続企業の前提に関する重要な疑義についての判断を行うにあたり、今後の資金調達について監査意見表明のための合理的な基礎が得られないおそれがある。また、今期の財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性がある会計処理について、現状では来期以降における過年度訂正の要否に関し、不明な部分がある。これらを総合的に勘案し、当監査法人は会社との間の監査契約を合意解除した。

当初は「経営状況や現在の子会社数等を勘案」と述べていた監査人交代理由について、被監査企業側は監査報酬が主たる理由であるとの主張に変更され、一方で監査人側は監査意見表明のための合理的な基礎が得られない可能性がある点や会計処理等を挙げている。両者の間で齟齬が生じているわけであるが、それを受けて被監査企業は、当該臨時報告書と同時に「前会計監査人より提出された意見について」という適時開示資料を公表しており、退任する監査人の意見が「表明されたことが、監査上非常に重要であると判断し、一時会計監査人であるビーエー東京監査法人にその内容について精査をお願いしました。その結果については、すみやかに公表させて頂く予定であります。」と述べている（日本産業ホールディングス株式会社 [2010] p.1）。これは、退任監査人の意見が付されることが極めて稀であり、その有する意味が重大であることを被監査企業が認識していたことを示している。後任監査人の精査結果については2011年11月18日に問題なしとの開示がなされているが、他方で2010年、2011年ともに内部統制監査報告書は意見不表明となった。加えて、2010年の不適切な会計処理に係る訂正報告書を提出せず、有価証券報告書の虚偽記載であると判断されたことから、最終的に2012年1月23日付で札幌証券取引所上場廃止となった。

5. 株式会社セレブリックス

2010年10月28日、株式会社セレブリックスから提出された臨時報告書では、以下のような監査人の交代理由が示されていた。

当社は当社の会計監査人である監査法人 A&A パートナーズによる平成23年3月期第2四半期連結財務諸表等のレビューの過程において取引内容の合理性に関し、当社と監査法人 A&A パートナーズにてその認識の違いを埋めるに至らず、協議の結果、監査及び四半期レビュー契約を合意解約いたしました。当社と致しましては、一時会計監査人としてアーク監査法人を選任し、監査契約を締結する事と致しました。

そして、それに対する退任監査人の意見は以下のとおりである。

当監査法人は会社の第2四半期連結財務諸表等のレビューにおいて当該四半期連結会計期間の取引のうち、取引内容の合理性に関し、心証を得ることができないものがあり、会社と意見の交換を行ってきました。しかしながら会社との認識の違いを埋めるに至らず、協議の結果、会社との間の監査及び四半期レビュー契約を合意解約しました。

退任監査人の意見は被監査企業側の主張に反するものではなく、会計処理に対する意見の不一致を両者ともに挙げている。意見の不一致が生じた会計処理は株式会社セレブリックスの子会社であるセレブリックス・インベストメント株式会社（CXI社）の債権回収代行業務受託契約および資金貸し付け等の4件であり、それらすべての項目について協議のうえ最終的な結論が出る前に監査契約の解除がなされている。その後、業績予想の下方修正と過年度決算数値の修正を経て、2012年6月28日付で債務超過を理由にJASDAQにおける監視区分銘柄に指定された。その後、同年11月から2013年1月にかけてMBOのための株式公開買い付け（TOB）が実施され、上場廃止となった。

6. 株式会社マーベラスエンターテイメント

株式会社マーベラスエンターテイメントの監査人交代は、本稿における8つのケースの中でも異端というべき事例であり、8事例の中で唯一の期末における監査人交代となっている⁷。また、退任監査人が新日本有限責任監査法人、新任監査人が有限責任あずさ

7 他の7事例については期中における監査人交代であり、新任の監査人は就任当初は一時会計監査人として選任されている。

監査法人であり、いわゆる大手監査法人同士の交代事例である。その交代理由は、2011年5月11日に提出された臨時報告書において、以下のように述べられている。

当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人は、平成23年6月23日開催予定の第14回定時株主総会終結のときをもって任期満了となりますので、新たに有限責任あずさ監査法人を会計監査人として選任するものであります。なお、当社は合併にあたり、合併当事会社における監査法人よりそれぞれ提案を受け、提案内容を総合的に検討した結果、有限責任あずさ監査法人を選任いたしました。

そして、退任監査人の意見の記載は以下のとおりである。

会社側から合併後における監査報酬の見積依頼をされた際、弊法人は、当然現在の監査報酬より低くなることはなく、純増する作業量を見積り、当該報酬額を現行の監査報酬に加算した額で提示した。その結果、弊法人の提示額を大幅に下回る金額の提示をした監査法人を次期会計監査人にする旨の連絡が会社側からあり、これを了承した。

本事例における監査人の交代は、被監査企業の合併に伴う監査人の交代である。しかし実務上、合併後の監査人は存続会社の監査を担当していた監査人が継続するのが一般的であり、本事例のように消滅会社の監査人が存続会社の新任監査人となる形で監査人の交代が行われるのは稀なケースである。そこで、退任監査人の意見において指摘されている監査報酬を確認すると、合併前（交代前）が34,000千円、合併後（交代後）が27,000千円となっている。さらに、消滅会社の監査報酬が交代前に44,500千円（うち6,500千円は非監査報酬）であったことも鑑みると、退任監査人の指摘のとおり、合併後の監査報酬は合併前と比較して相対的に低廉であると解される。したがって、本交代については監査報酬を理由とする可能性が高く、意見の不一致の存在は確認されなかった。

なお、他の事例とは異なり、本事例においては交代後に財務的困窮状態に陥っておらず、交代前後とも無限定適正意見を受けている。また、2012年11月1日には東京証券取引所第一部上場を果たしており、2015年末現在も上場継続中である。

7. 株式会社 RH インシグノ

株式会社 RH インシグノについては、交代直前期である2011年3月期の有価証券報告書に関して、監査意見が不表明となっている。その要因は連結子会社の会計処理の不

備および簿外口座の存在の判明により、「全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制に重要な欠陥が存在するが、時間的制約から必要と判断した評価範囲についての評価手続を改めて実施することができ」なかったためである（株式会社 RH インシグノ [2011]）。そのような中で 2011 年 8 月 9 日に株式会社 RH インシグノから提出された臨時報告書においては、監査人の解任に関して以下のように述べられている。

現在の当社の経営状況を考慮し、監査コストの見直しも含めた検討の結果、現在の経営状況に合致した会計監査人に変更すべく、監査法人ハイビスカスに対して監査契約の解除の申し入れを行い、平成 23 年 8 月 5 日付で双方合意にいたしました。

当該記載からは監査コストが監査人交代の主要因であるかのように捉えられるが、交代前後の監査報酬を比較すると、交代前が 14,000 千円（うち連結子会社分 2,000 千円）であったのに対し、交代後は 18,588 千円（うち連結子会社分 875 千円）となっている。そこで、退任監査人の意見の記載を確認すると、以下のように述べられている。

当監査法人は、平成 23 年 3 月期の監査報告書に記載のとおり、会社の全社的な内部統制に重要な欠陥が存在するため意見表明のための合理的な基礎を得ることができず、監査意見を表明していない。当該内部統制の重要な欠陥は現時点においても解消されていない。当該状況及び上記（5）に記載の理由等を総合的に勘案し、当監査法人は会社と合意のうえ監査契約の更新をしないこととした。

退任監査人の意見においては、監査契約の解除理由として、内部統制の重要な欠陥が解消されていないことが主に記載されていることがみてとれる。そしてその後株式会社 RH インシグノは、過年度決算修正、特設注意市場銘柄指定、監理銘柄指定を経て、2012 年 3 月 30 日付で上場廃止となった。

8. 株式会社塩見ホールディングス

2011 年 8 月 18 日に株式会社塩見ホールディングスから提出された臨時報告書においては、監査人の交代に関して以下のように述べられている。

当社は、平成 23 年 7 月 29 日付「平成 23 年 3 月期有価証券報告書に関する監査意見不表明に関するお知らせ」及び平成 23 年 8 月 4 日付「過去の会計処理に関する調査状況のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社が株式会社アジリティコ

ーポレーションを子会社化した際ののれんの会計処理（以下「本会計処理」という）の適否について結論を出すことが難しいと判断したことにより、公認会計士笠井隆司氏及び公認会計士小林憲司氏が適正に会計監査手続きを履行した上で、両氏より平成23年3月期有価証券報告書に関する監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしました。当社は会計監査人との間で本件会計処理の適否について協議してまいりましたが、本件会計処理に対する見解の相違から、公認会計士笠井隆司氏及び公認会計士小林憲司氏と協議の結果、本日付で監査契約を解除することで合意に至りました。

加えて、2011年8月26日に訂正報告書が提出され、同様の内容についてより詳細に述べられているとともに、かつての監査人の見解を示し説明を加えている。

当社は、平成23年8月5日付「第7期有価証券報告書の訂正報告書」にて公表いたしましたとおり、当社が株式会社アジリティコーポレーションを子会社化した際ののれんの会計処理（以下「本会計処理」という）の適否について以下の理由により、結論を出すことが難しいと判断いたしました。

- ① 本会計処理の疑義については、そもそも平成23年6月時点において、日本公認会計士協会がやよい監査法人の公開企業監査の準登録を取り消したこと及び、公認会計士笠井隆司氏及び公認会計士小林憲司氏（以下「会計監査人」という）に対し本会計処理を含め慎重に監査するように要請したことに起因しておりますものの、同協会から当社に対する直接情報がなく、本会計処理を含め、慎重に監査するように要請した同協会の要請理由が明らかでないこと。
- ② 本会計処理を指導したやよい監査法人は、現状においても本会計処理は適正であると主張しており、会計監査人は、日本公認会計士協会から要請を受ける前は、本件会計処理が誤りであると認識していなかったこと。
- ③ 当社の決算プロセスにおいて、明確なのれんの計上基準及び減損の基準が確立できていなかったこと。

このことから経営者確認書を提出しなかったため、会計監査人より平成23年3月期有価証券報告書に関する監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしました。その後も引き続き、当社は会計監査人との間で本件会計処理の適否について協議してまいりましたが、本件会計処理に対する見解の相違から、会計監査人と協議の結果、本日付で監査契約を解除することで合意に至りました。なお、会計監査人からは、一般的に保守主義の観点から「のれん」に減損の兆候がある場合にはその事業計画をより批判的に検討する必要がある、本会計処理についてものれんを連結

貸借対照表に計上することは問題点が多いとの見解を示されております。

それに対する退任監査人の意見は以下のとおりであるが、被監査企業の説明以上の情報は記載されておらず、被監査企業の開示した理由及び経緯を追認する形となっている。

平成23年3月期の有価証券報告書については、経営者確認書が提出されなかったことにより監査意見を表明しておりません。

また、平成22年3月期におけるのれんの会計処理の適否については、協議してまいりましたが、最終的に会社側との間で見解が相違いたしました。そのような状況の中で会社側から契約解除の申し出があったため、検討した結果、平成24年3月期の監査契約の更新は行わないこととしました。

本事例においては、経営者と監査人との間の意見の不一致について双方が言及しているが、当該意見の不一致について経営者の主張が退任監査人の前任監査人として言及されているやよい監査法人の見解に基づいており、前任監査人と退任監査人との間、すなわち監査人同士の間での意見の不一致という構図にもなっている。ただし、やよい監査法人は、本節第1項の事例にて述べたとおり、2011年6月6日付で日本公認会計士協会より「上場会社監査事務所名簿」「準登録事務所名簿」への登録申請を認めないという決定を下され、未登録監査事務所となって解散に至った監査法人であり、監査品質は高くないと解される。

また、上述の意見不表明の監査報告書については、会計処理の訂正に応じなかったことで監査人から不適正意見が付されることを予想した被監査企業が、経営者確認書を故意に提出せず、監査人が意見を形成するに足る合理的な基礎を得られなかったことに起因していた。そのため、当該問題の影響が重大であることを理由に、株式会社塩見ホールディングスは2011年11月8日付で上場廃止となった。

IV 共通点の析出と考察

1. 共通点の析出

前節にて概要を提示した8事例の特徴を取りまとめたのが表1である。表1にて示されているとおり、監査人の交代の背景として、8件中6件が意見の不一致、2件が監査報酬をそれぞれ挙げていた。ただし、監査報酬を理由とした交代2件のうち1件は被監査企業の合併に伴う監査人交代であり、消滅会社の監査人が継続して監査を実施してい

表1 8 事例の概要

証券コード	企業名	上場	臨時報告書	訂正	退任監査人	新任監査人	一時	交代理由
2414	塩見ホールディングス	×	2011/8/18	2011/8/26	笠井・小林	野村・陽川	○	会計不正、意見の不一致
2444	セレブリックス	×	2010/10/28	—	監査法人 A&A パートナーズ	アーク監査法人	○	意見の不一致
2766	日本風力開発	×	2010/6/17	—	新日本有限責任監査法人	やよい監査法人	○	意見の不一致
3777	TL ホールディングス (現: ジオネクスト)	△	2010/5/14	2010/6/8	清友監査法人	監査法人元和	○	意見の不一致
4352	日本産業ホールディングス	×	2010/8/3	2010/8/11	フロンティア監査法人	ピーエー東京監査法人	○	意見の不一致 (企業側は監査報酬と主張)
6811	クオンツ (現リゾート&メディカル)	×	2010/4/9	2010/6/22	監査法人元和	やよい監査法人	○	監査報酬
7844	マーベラスエンターテイメント	○	2011/5/11	—	新日本有限責任監査法人	有限責任あずさ監査法人	×	合併にあたり提案内容を総合的に検討した結果
8514	RH インシグノ	×	2011/8/9	—	監査法人ハイビスカス	東京第一監査法人	○	内部統制の欠陥、監査コストの見直しも含めた検討の結果

ることから、他のケースとは異なる状況であると解される。他方、残りの1件においては、「監査意見に影響を及ぼすような見解の相違は合意解約までの期間において存在せず」と記載されているにもかかわらず、前任監査人は監査意見を表明していないという状況であり、臨時報告書上に明示されてはいないものの潜在的な意見の不一致が存在していた可能性がある。

また、意見の不一致を理由とした交代6件のうち5件については、監査意見不表明、不適切会計の指摘、有価証券報告書の虚偽記載などを理由として、2015年末現在すでに上場廃止となっている。さらに、残る1件についても、監査人交代直後には2度の監理銘柄指定を受けたほか、交代後から現在に至るまで5期連続で当期純利益がマイナスとなっているなど、上場廃止リスクは通常よりも極めて高い状態にあると考えられる。

上述の共通点から、臨時報告書において退任監査人の意見が開示された被監査企業は、その大半が財務報告の質が低く大きな財務的問題を抱えた企業であることがみてとれる。

2. 現状分析と“red flag”としての役割

先述したように、監査人交代時に退任監査人の意見が臨時報告書において開示された

8 ここでは、利益の質 (Quality of Earnings) を含む、より広義の概念として財務報告の質 (Quality of Financial Reporting) という表現を用いている。財務報告の質は、企業の経営に係る情報が財務報告によって投資家に伝達される正確性の程度を示しており (Biddle et al. 2009)、利益の質のほかりスク情報の量や適時性といった特定の財務諸表項目や質的特徴も含まれる (Cohen et al. 2004; Van der Meulen 2007; Van Beest 2009)。

のは、897件中わずか8件であり、1%にも満たない。このような例外的ケースは、Flybjerg [2001] に基づくと、先端ケース（Extreme/Deviant Case）として位置づけられる。先端ケースは、新しいアイデアを伝達したり理論の境界条件を検証したりする場合において特に強力であるとされる。異常値や逸脱事例（deviant case）に着目して学習することに多くの価値が見出されるという主張の下で機能し、統計的な実証・実験研究等において平均化されると埋没するような問題を析出する可能性を包含している（Cooper and Morgan [2008]）。

先述した8事例の大半においては、被監査企業の上場廃止リスクが極めて高い状況にあり、その後実際に上場廃止に至った企業も散見された。この事実は、換言すれば、臨時報告書に退任監査人の意見が付されたということそれ自体が投資家にとって極めて強烈な“red flag”となっている可能性を意味しているものと考えられる。

これまでの先行研究において、監査人交代時の開示内容の如何によって投資家の意思決定が影響を受けるか否かについては、そのすべてが明らかにされてはいない。たとえば米国においては、日本とは異なり監査人の交代が「解任（dismissal）」であるか「辞任（resignation）」であるかが開示されるが、その各々においての投資家の反応に係る研究の蓄積がなされてきた。

Johnson and Lys [1990] は、1985年から1988年に監査人が辞任した企業194社の超過リターンが有意に低いことを示した上で、逆に解任の場合はリストラクチャリングであると捉えればグッド・ニュースとなり得る（少なくともバッド・ニュースではない）ということ論証した。Wells and Loudder [1997] は、1988年から1991年に監査人が辞任した企業86社についてCARを用いて市場の反応を調査し、全体として監査人の辞任公表時にネガティブな市場の反応がみられることを指摘した。さらに、その理由については、多くの被監査企業が監査人の辞任理由を開示していない（約64%）ため、市場は監査人の辞任をバッド・ニュースと捉えるという考察がなされている。Whisenant et al. [2003] は、財務報告の信頼性に関する問題に係る特筆すべき事案が監査人の辞任と同時に開示された場合において、辞任の開示それ自体の影響以上にネガティブな株式リターンとの関係性があることを示した。ただし、その傾向は7日間の取引期間においては観察されたが、開示日前後3日間では観察されなかった。Sankaraguruswamy and Whisenant [2004] は、監査人がクライアントから解任されたケースについて検証した結果、検証可能な（verifiable）交代理由以外の交代理由の任意開示が投資者にとって“Good News”となることを示唆する結果を得た。また、交代を前任監査人の退任と後任監査人の選任とに二分し、監査サービスを理由とする交代では大手監査法人を退任させる傾向にあることなどを発見している。Grffin and Lont [2010] では、2001年から2005年の監査人交代2,524件を監査人の解任と辞任に分類して分析した結果、解任より

も辞任の場合に投資家はよりネガティブに反応することが示唆されている。そして、監査人交代前の証券訴訟や高い倒産リスクが存在する場合さらにネガティブな反応がみられると論じられている。

また、その他に監査人の交代理由と投資家への影響について分析した先行研究としては、以下のようなものが挙げられる。

Smith and Nichols [1982] では、1973年から1979年に監査人と被監査企業との意見の不一致を理由に交代した企業27社について Form-8 K¹⁰を調査し、交代企業の CAR を検証した結果、意見の不一致という監査人交代理由の開示に対して市場はネガティブに反応することを示唆する証拠が得られている。Accounting Series Release (ASR) No.165の規程の有用性について検証した Smith [1988] は、1975年から1982年の監査人交代の開示511件を調査し、意見の不一致や限定意見といった Bad News に伴う監査人交代の公表に対して市場はネガティブに反応することを示した上で、監査人交代をめぐる Bad News のより適時生の高い開示には情報価値があり、ゆえに ASR No. 165の規程は有用であると論じた。監査人の交代が会計期間の前半で起こったか後半で起こったかによる相違を分析した Schwartz and Soo [1996] は、1988年から1993年の監査人の交代3,078件のうち前半期交代企業が後半期交代企業に比べてポジティブな交代理由による監査人交代であり、監査報告書および収益報告のラグが少なかったと論じた。しかし、サンプルのうち CRSP から株価データ等必要なデータが入手可能であった299社の CAR を、監査人交代日および Form-8 K 提出日の両方をイベント日として比較したところ、いずれのイベント日においても前半期交代企業と後半期交代企業で有意な差は観察されない結果となった。Aldhizer III et al. [2009] では、SOX 法以降の時期において、Form-8 K によって強制ないし任意開示された情報内容が投資家にとって有益であるか否かを検証した。その中で、利益の修正再表示の有無や意見の不一致および監査報酬といった交代理由の開示が投資者にとってネガティブな情報価値を有しておらず、先行研究とは一致しない結果となった。Stunda and Pacini [2013] は、限定意見に伴う監査人の交代について、サーベンス・オクスレー法 (the Sarbanes-Oxley Act : 以下 SOX 法)

9 ただし、米国で監査人交代時に提出される Form-8 K の開示事項には、交代理由は必ずしも含まれていない。監査人の交代が生じた際に Form-8 K に記載されるのは、当該監査人の交代が辞任、再選の辞退、解任のいずれかという旨や、過去2年間の限定意見ないし意見不表明の有無、監査人と被監査企業の間での意見の不一致 (disagreements or difference of opinion) の有無といった項目のみであり、交代理由などの詳細の開示が制度上要求されるのは、意見の不一致があった場合に限られる (SEC [1989])。

10 日本と同様に、米国においても監査人の交代が起こった場合に臨時報告書 (Form-8 K) の提出が義務づけられているが、その開示事項は SEC 規則に定められており、意見の不一致や信頼できる内部統制の有無の記載といった、より詳細な内容となっている (Securities Exchange Act of 1934, Sec.13 Periodical and Other Reports, Form-8 K, Item 4.01 "Changes in Registrant's Certifying Accountant")。ただし、米国において退任監査人の意見開示は形式的な同意の記述となっており、あまり日本と米国の実質的な相違がないという指摘も存在する (多賀谷 [2012] p.129)

適用前後の投資家の反応が変化したか否かについて検証し、SOX法適用後の方が投資家は限定意見に対しネガティブに反応するということを指摘した。ただし無限定意見に伴う監査人の交代に関してはSOX法前後で変化がみられなかった。Hossain et al. [2014]は、悪い意味を持たない交代理由であるほど交代理由の開示を行う傾向にあることを示した上で、red flagと判断され得る状況下ほど監査人交代理由の開示に対して投資家はネガティブな反応を示すことを指摘した。最後に、米国のIMA (Institute of Management Accountants)メンバーを対象とした実験を行ったSchneider [2015]は、監査人の交代に関する情報量が投資意思決定に影響を与えるかどうかを検証し、監査人の交代自体が非交代の場合よりも高いリスク評価を生み出すことを明らかにした。しかし、辞任と解任の間にも、監査人の交代理由として意見の不一致が開示されている場合と何の理由も開示されていない場合との間にも、投資意思決定への影響は何ら検出されなかった。

このように、米国においては監査人の交代に際して開示される内容に対する株式市場の反応は様々であり、必ずしも一貫した結果が得られていないことがみてとれる。この点については、米国において監査人交代理由の開示やそれらに対する退任監査人の意見の開示がすべての監査人交代について義務づけられているわけではなく、意見の不一致があった場合にのみ強制されることもその一因であり、そういった交代理由の任意開示に対する批判も存在する (Hossain et al. [2014])。

他方、第Ⅱ節にて述べたとおり、日本では制度上、監査人を交代した企業は、その理由および経緯を臨時報告書にて開示しなければならない。¹¹さらに、当該理由及び経緯に対する退任監査人の意見についても併せて記載しなければならず、退任監査人が意見を表明しない場合には、その旨およびその理由を記載することと規定されている（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2九の四）。すなわち、具体的な退任監査人の意見の開示がなされたのは僅かな事例であるが、たとえ意見が表明されない場合であっても、それは被監査企業側が「異動監査公認会計士等の意見を聴取するため必要な手続を履践し」た上で、監査人側が意見を述べる必要がないと判断したということであり（金融庁 [2008] p.9）、退任監査人は臨時報告書の記載事項を必ず事前に確認しているはずである。したがって、事前確認を経たにもかかわらず、それでもなお退任監査人の意見が開示されたということは、経営者と監査人の間の意見の不一致が解消されないほどに大きなものであったことを意味している。そして、そのような形で表明された意見であ

11 これらの先行研究の他に、監査人の交代の開示と株式市場の反応について検証した先行研究の代表的なものには、Nichols and Smith [1983], Eichenseher et al. [1986], Klock [1994], Hagigi et al. [1993], Knechel et al. [2007], Weiss and Kalbers [2008] 等がある。

12 ただし、監査人の交代に係る臨時報告書の大半において交代理由は「任期満了」とだけ記載されており、必ずしも実態を表していないという問題は残存する（多賀谷 [2012]）。

るからこそ、退任監査人の意見が付されるということそれ自体が、投資家にとっては強烈な red flag となっている可能性があると考えられる。第Ⅱ節にて述べたとおり、本来、制度が退任監査人の意見等を臨時報告書に記載することを求めた主たる目的は、監査人の独立性の確保と被監査企業による不当な圧力の抑止であった。投資家への情報提供や意思決定有用性のためではなかったわけであるが、監査人の交代に係る臨時報告書の大半において退任監査人の意見が「特段の意見はありません」などといった記載に留まっているという現実が、かえって本制度に対し当初の目的を超えて投資家にとって有益であるという意義をもたらす結果になったと解されるのである。

V おわりに

本稿では、監査人の交代に際し退任監査人の意見が臨時報告書において開示された8ケースについて、外部データを分析することにより検証を行った。その結果、臨時報告書において退任監査人の意見が付された被監査企業は、合併に伴う交代のケースを除けばその後すべて財務的困窮状態に陥っており、さらにその多くが上場廃止に至っていることが明らかになった。これは、本来監査人の独立性保持・不当な圧力の抑制のために制定された退任監査人の意見開示制度が、実務上は投資家への情報提供の役割も担っており、臨時報告書における退任監査人の意見それ自体が投資家にとっては強烈な red flag となっている可能性を示唆していると考えられる。

本稿の貢献は以下の通りである。第一に、監査人の交代に関する研究への貢献である。本稿は、監査人の交代に係るケーススタディがいまだ数少ない状況下で、欧米とは異なる日本独自の制度について証拠の蓄積を試みている。第二に、監査人の交代に関する開示制度に対する貢献である。本稿の検証結果は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2九の四が、本来期待される役割以外に投資家に対して有益な情報を提供している可能性があることを表している。

ただし、本稿にはいくつかの点で研究上の限界が存在する。第一に、本稿では客観性を重視すべく外部データのみを用いて検討を行ったが、外部データのみからでは監査人交代の実態のすべてを捉えきれてはいない。第二に、本稿で主に取り扱った事例はすべて2010年および2011年に生じた監査人交代に伴う退任監査人の意見表明であり、時期的偏向が観察された。しかし、2010年・2011年に集中している理由については本稿の検証では明らかになっていない。第三に、臨時報告書上の退任監査人の意見として監査報酬について言及されているケース(2事例)について本稿では主たる考察外とし、詳細な検討を行っていない。交代時の監査報酬はロー・ボウリングの問題にも係る重要な論点であり、これらの検証については今後の課題としたい。

〔付記〕本稿は、科学研究費補助金若手研究（B）（研究課題番号：15K17171）による研究成果の一部である。

参考文献

- Aldhizer, G. R., Martin, D. R., & Cotter, J. F. (2009). Do markets react to required and voluntary disclosures associated with auditor realignments?. *Advances in Accounting*, 25(1), 1-12.
- Biddle, G. C., Hilary, G., & Verdi, R. S. (2009). How does financial reporting quality relate to investment efficiency?. *Journal of accounting and economics*, 48(2), 112-131.
- Cohen, J. R., Krishnamoorthy, G., & Wright, A. (2004). The corporate governance mosaic and financial reporting quality. *Journal of accounting literature*, 87-152.
- Cooper, D. J., and Morgan, W. (2008). Case Study Research in Accounting, *Accounting Horizons*, Vol.22, No.2, pp.159-178.
- Eichenseher, J. W., Hagigi, M., & Shields, D. (1989). Market reaction to auditor changes by OTC companies. *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, 9(1), 29-40.
- Flyvbjerg, B. (2001) *Making Social Science Matter*, Cambridge University Press.
- Griffin, P. A., & Lont, D. H. (2010). Do investors care about auditor dismissals and resignations? What drives the response?. *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, 29(2), 189-214.
- Hagigi, M., Kluger, B. D., & Shields, D. (1993). Auditor change announcements and dispersion of investor expectations. *Journal of Business Finance & Accounting*, 20(6), 787-802.
- Hossain, M., Mitra, S., & Rezaee, Z. (2014). Voluntary disclosure of reasons for auditor changes and the capital market reaction to information disclosure. *Research in Accounting Regulation*, 26(1), 40-53.
- Johnson, W. B., & Lys, T. (1990). The market for audit services: Evidence from voluntary auditor changes. *Journal of accounting and economics*, 12(1), 281-308.
- Klock, M. (1994). The stock market reaction to a change in certifying accountant. *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, 9(2), 339-347.
- Knechel, W. R., Naiker, V., & Pacheco, G. (2007). Does auditor industry specialization matter? Evidence from market reaction to auditor switches. *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, 26(1), 19-45.
- Sankaraguruswamy, S., & Whisenant, J. S. (2004). An empirical analysis of voluntarily supplied client-auditor realignment reasons. *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, 23(1), 107-121.
- Schneider, A. (2015). Does information about auditor switches affect investing decisions?. *Research in Accounting Regulation*, 27(1), 39-44.
- Schwartz, K. B., & Soo, B. S. (1996). The Association Between Auditor Changes and Reporting Lags*. *Contemporary Accounting Research*, 13(1), 353-370.
- Securities and Exchange Commission. 1989. Regulation S-K Item 304 — Changes In and Disagreements with Accountants on Accounting and Financial Disclosure (54 FR 9774). paragraph (a) Washington, D. C.
- Smith, D. B. (1988). An investigation of Securities and Exchange Commission regulation of auditor change disclosures: The case of Accounting Series Release No. 165. *Journal of Accounting Research*, 134-145.
- Smith, D. B., & Nichols, D. R. (1982). A market test of investor reaction to disagreements. *Journal of Accounting and Economics*, 4(2), 109-120.
- Stunda, R., & Pacini, C. (2013). The shareholder wealth effects of auditor changes and auditor opinions: Does a difference exist in a pre-sox versus post-SOX environment?. *Academy of Accounting and Financial Studies Journal*, 17(4), 29.
- Van Beest, F., Braam, G., & Boelens, S. (2009). Quality of Financial Reporting: measuring qualitative characteristics. *Nijmegen Center for Economics (NiCE). Working Paper*, 09-108.
- Van der Meulen, S., Gaeremynck, A., & Willekens, M. (2007). Attribute differences between US GAAP and IFRS earnings: An exploratory study. *The International Journal of Accounting*, 42(2), 123-142.

- Wells, D. W., & Loudder, M. L. (1997). The market effects of auditor resignations. *Auditing*, 16(1), 138.
- Weiss, R. E., & Kalbers, L. P. (2008). Causes and consequences of auditor changes: A comparison of accelerated and non-accelerated filers. Available at SSRN 1270711.
- Whisenant, J. S., Sankaraguruswamy, S., & Raghunandan, K. (2003). Market reactions to disclosure of reportable events. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 22(1), 181-194.
- RH インシグノ株式会社 [2011] 臨時報告書, 2011年8月9日。
- 株式会社クオオンツ [2010 a] 臨時報告書, 2010年4月9日。
- 株式会社クオオンツ [2010 b] 訂正報告書, 2010年6月22日。
- 株式会社セレブリックス [2010] 臨時報告書, 2010年10月28日。
- 株式会社塩見ホールディングス [2011 a] 臨時報告書, 2011年8月18日。
- 株式会社塩見ホールディングス [2011 b] 訂正報告書, 2011年8月26日。
- 株式会社東芝 [2015] 臨時報告書, 2015年12月28日。
- 株式会社マーベラスエンターテイメント [2011] 臨時報告書, 2011年5月11日。
- 金融庁 [2008] 「コメントの概要とそれに対する金融庁の考え方」, 『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)』(監査報酬の開示・監査人交代時の開示に係る部分) に対するパブリックコメントの結果等について』別紙(1)。
- 澤邊紀生 [2010] 「第4節 理論研究の将来(2) - 質的研究の意義 -」日本会計研究学会課題研究委員会『日本の財務会計研究の棚卸し』最終報告書, pp.167-179.
- 多賀谷充 [2012] 「監査人の異動に係る開示制度の現状と課題」『会計プロフェッション』第7号, pp.127-137。
- TL ホールディングス株式会社 [2010 a] 臨時報告書, 2010年5月14日。
- TL ホールディングス株式会社 [2010 b] 訂正報告書, 2010年6月8日。
- 日本産業ホールディングス株式会社 [2010 a] 臨時報告書, 2010年8月3日。
- 日本産業ホールディングス株式会社 [2010 b] 訂正報告書, 2010年8月11日。
- 日本風力開発株式会社 [2010] 臨時報告書, 2010年6月17日。